地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０９条において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられている社会福祉法人船橋市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に対し、市社協の支部組織である地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）の活動拠点の整備に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、地域ぐるみの福祉活動の活性化を図り、もって地域共生社会を実現することを目的とする。

（補助対象事業）

第２条　地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

⑴　活動拠点設置事業　建物の全部又は一部を借り上げて、地区社協が活動するための拠点（以下「活動拠点」という。）を設置する事業

⑵　活動会場借上事業　地区社協が地域福祉の推進を目的とした活動を行うための会場を都度借り上げる事業

（対象経費及び補助金額）

第３条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額は、別表のとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、地区社協の事務所が設置されている公共施設で改修工事等が行われることを原因として、当該事務所を一時的に移転するために活動拠点設置事業を行う場合にあっては、市長が必要と認める経費を、市長が必要と認める額の範囲内で補助金の交付対象とすることができる。

（補助要件）

第４条　地区社協活動拠点設置事業については、次の要件を満たすときに補助金を交付するものとする。

⑴　地域福祉の推進に寄与し、営利を目的としていないこと。

⑵　活動拠点は、年間概ね１２０日以上開設し、かつ地区社協主催事業を年間概ね６０日以上開催すること。ただし、活動拠点の設置期間が１年に満た

ない年度にあっては、当該年度の設置期間を基礎として日割りによって算出した日数を要件とする。

⑶　活動拠点を設置する地区社協は、補助金の交付を受ける前年度に、船橋市社会福祉協議会活動促進事業補助金交付要綱第２条第２項に規定する要件を満たしていること。

⑷　市社協が定める「地区社協活動拠点運営要領」を遵守すること。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする市社協は、地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金交付申請書（第１号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

⑴　理由書

⑵　補助金の交付を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書

⑶　財産目録及び貸借対照表

⑷　活動拠点設置事業の運用計画書

⑸　活動拠点に係る賃貸借契約書

⑹　その他市長が必要があると認める書類

２　前項第５号に規定する賃貸借契約書は、交付申請時に賃貸借契約を締結していないときは、契約締結後、直ちに提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定をしたときは、その旨を地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金交付決定通知書（第２号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、市社協に通知する。

（計画変更等の承認申請書）

第７条　前条の規定により補助金を交付する旨の決定の通知を受けた市社協は、補助金に係る事業（以下「補助事業」という。）の計画を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助事業計画変更等申請書（第３号様式）により、速やかに市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と

認めたときは、地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助事業変更等承認書（第４号様式）により市社協に通知する。

（実績報告）

第８条　市社協は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了した日から起算して２０日を経過する日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、地区社会福祉協議会活動拠点整備事業実績報告書（第５号様式）及び地区社会福祉協議会活動拠点設置事業実績報告書（第６号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

⑴　収支決算書

⑵　補助対象経費の支払が確認できる書類

⑶　地区社協別の金額内訳が確認できる書類

⑷　活動拠点設置事業の実績が確認できる書類

⑸　その他市長が必要があると認める書類

２　口座振替により支払いを行った経費は、当該口座の通帳の写しを前項第２号に掲げる書類とすることができる。

（額の確定等）

第９条　市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金確定通知書（第６号様式）により、市社協に通知する。

２　市長は、市社協に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金返還命令書（第７号様式。以下「補助金返還命令書」という。）により確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（交付の時期）

第１０条　補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる。

２　市社協は、前項ただし書の規定により補助事業の完了前に補助金の交付を受けようとするときは、地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金交付請

求書(第８号様式)に交付決定通知書の写しを添えて市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第１１条　市長は、市社協が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

⑴　偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

⑵　船橋市暴力団排除条例(平成２４年船橋市条例第１８号)第２条第１号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員等又は同条例第７条第１項に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき。

⑶　交付を受けた補助金を目的以外に使用したとき。

⑷　この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金交付決定取消通知書（第９号様式）により市社協に通知する。この場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金返還命令書によりその返還を命ずるものとする。

３　前２項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第１２条　市社協は、第５条の規定による申請に当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和６３年法律第１０８号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和２５年法律第２２６号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助金の額を補助対象経費の総額で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

２　市長は、前項ただし書の規定に基づき申請がなされたものについては、補助

金の額の確定において消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

３　第１項ただし書の規定に基づき申請をした市社協は、第８条の規定による実績報告を行うに当たって、消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

４　市社協は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額が確定した場合（消費税仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金消費税仕入控除税額報告書（第１０号様式）により、補助事業が完了した日の属する年度の翌々年度の６月３０日までに市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。ただし、前項の規定により消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

（関係書類の整備）

第１３条　市社協は、補助事業に係る会計帳簿及び根拠となる領収書等を整備し、補助事業が完了した日から１０年間保存しなければならない。

（補則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日より施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２７年４月１日より施行する。

（経過措置）

２　なお、第２条及び第１１条の規定は、平成２７年４月１日以後に交付する補助金について適用し、同日前に交付する補助金については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日より施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日より施行する。

附　則

この要綱は、令和５年８月２８日より施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日より施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日より施行する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助基準額	補助金額
拠点設置事業	建物借上げ料（共益費を含む。）	一の地区社協につき月額１５万円。ただし、賃料が高額な地区においては、市長が必要と認める額。	補助基準額又は実際に要した額（国、地方公共団体等より補助金等を受ける場合は、当該額から当該補助金等の額を控除した額）のいずれか低い額
	光熱水費	一の地区社協につき年額１８万円。	
	礼金・更新料	一の地区社協につき４５万円。ただし、賃料が高額な地区においては、市長が必要と認める額。	
	更新保証料・火災保険料	市長が必要と認める額。	
	修繕費	トイレのバリアフリー化に係る費用、内装工事費、空調工事費及び原状回復費のうち、市長が必要と認める額。	
会場借上事業	会場借上げ料	一の地区社協につき年額１０万円かつ１日につき３万円。	

第１号様式

地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金交付申請書

年　　月　　日

船橋市長　あて

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

次のとおり、地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金を受けたく、関係書類を添えて申請します。

補助年度	年度
補助対象経費総額	円
交付申請額	円
着手及び完了予定年月日	着手予定　　年　　月　　日 完了予定　　年　　月　　日
添付書類	⑴　理由書 ⑵　補助金の交付を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書 ⑶　財産目録及び貸借対照表 ⑷　活動拠点設置事業の運用計画書 ⑸　活動拠点に係る賃貸借契約書 ⑹　その他市長が必要があると認める書類
消費税及び地方消費税の適用に関する事項	□　消費税額を補助対象経費に含めている □　消費税額を補助対象経費に含めていない

第２号様式

地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金交付決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

船橋市長　　印

年　　月　　日付申請のあった地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金の交付について下記のとおり決定したので、地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金交付要綱の規定により通知します。

記

１　交付決定額　　円

２　交付条件

⑴　補助事業の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。

⑵　補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。

⑶　補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

第３号様式

地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助事業計画変更等承認申請書

年　　月　　日

船橋市長　あて

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

年　　月　　日付交付決定のあった地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助事業を変更（中止・廃止）したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

補助年度	年度
変更（中止・廃止）の理由	
（変更の場合） 補助事業の内容	（変更前）
	（変更後）
変更（中止・廃止）年月日	年　　月　　日（予定）
添付書類	

第４号様式

地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助事業計画変更等承認書

第　　号
年　　月　　日

様

船橋市長　　印

年　　月　　日付申請のあった地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助事業計画変更等について下記のとおり決定したので、地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金交付要綱の規定により通知します。

記

１　承認する
　補助に要する経費の配分の変更がある場合
　変更後交付決定額　　円

２　承認しない
　理由

第５号様式

地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金実績報告書

年　　月　　日

船橋市長　あて

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金交付要綱の規定により、補助事業の実施状況を次のとおり報告します。

補助年度	年度
着手及び完了年月日	着手　　年　　月　　日 完了　　年　　月　　日
交付決定額	円
既交付額	円
補助対象経費精算額	円
添付書類	⑴　収支決算書 ⑵　補助対象経費の支払が確認できる書類 ⑶　地区社協別の金額内訳が確認できる書類 ⑷　活動拠点設置事業の実績が確認できる書類 ⑸　その他市長が必要があると認める書類

第６号様式

地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金確定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

船橋市長　　印

年　　月　　日付で実績報告のあった地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金交付要綱の規定により、通知します。

記

交付確定額　　円

第７号様式

地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金返還命令書

第　　号
年　　月　　日

様

船橋市長　　印

地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金交付要綱の規定により、次のとおり補助金の返還を命ずる。

返還すべき金額	円
返還期限	年　　月　　日
返還を命ずる理由	
返還方法	
決定年月日	年　　月　　日
番　　号	
補助年度	年度
交付決定額	円
既交付額	年　　月　　日交付　　円 年　　月　　日交付　　円 年　　月　　日交付　　円 計　　円
交付確定額	円

第８号様式

地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金交付請求書

年　　月　　日

船橋市長　あて

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金交付要綱の規定により、補助金の交付を次のとおり請求します。

決定年月日	年　　月　　日
番　　号	
補助年度	年度
交付決定額	円
既交付額	年　　月　　日交付　　円 年　　月　　日交付　　円 年　　月　　日交付　　円 計　　円
今回交付請求額	円
未交付額	円
添付書類	⑴　補助金交付決定通知書の写し ⑵　その他

第９号様式

地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金交付決定取消通知書

第　　号
年　　月　　日

様

船橋市長　　印

年　　月　　日付けの地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金の交付決定については、下記理由により全部（一部）取り消しましたので、地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金交付要綱の規定により通知します。

交付決定額（取消後）	円
取消しの理由	
交付決定額（取消前）	円
決定年月日（取消前）	年　　月　　日
番　　号（取消前）	
補助年度	年度

第１０号様式

地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金消費税仕入控除税額報告書

年　　月　　日

船橋市長　あて

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

年　　月　　日付けで交付決定のあった地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金について、下記のとおり報告します。

記

１　交付確定額　　円

２　確定申告により確定した地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　　円

※０円の場合はその理由にチェックすること

□　消費税の申告義務がない

□　簡易課税方式による申告を行っている

□　消費税法別表第３に掲げる法人等であって特定収入割合が５％を超える

□　その他（　　）